

早川学校 #4勉強会

7月5日1800~1700

1 最近の話題

(1) 安保法制整備閣議決定(7月1日)

ア 意義 (普通の国への歴史的転換)
抑止力の増大、防衛の実効性向上
日米共同・PKO活動の実効性

イ 課題
・国民理解の増大
・限定的過ぎることの懸念
・集団安全保障、武力行使一体化論
・運用改善で万全か?
・事後の法整備や態勢整備を迅速に

ウ 自衛隊を如何に活用するかは政治
の責任であり国民の責任



(2) 中国空軍機の再度の自衛隊情報収集機への異常接近 6/11 30~45m

・常軌を逸した行動: 巡航速度350kt=650km/h
一触即発 不測事態

・非武装の自衛隊機が戦闘機に接近する→荒唐無稽

・背景: 4月2日解放軍報 馬曉天空軍司令官の寄稿
「空軍の任務=海洋權益保護」

・狙い: 威嚇、既成事実化

海自OP-3C画像情報収集機

異常接近した中国空軍SU-27

YS11E8電子測定機



(3) ODA大綱見直し 国家戦略の視点導入...次VG

(4) 中・韓の宣伝戦対応: 静観主義→反転攻勢へ
避きに失した? 先制・主導へ
中・韓 対 日・朝

(4) イラク情勢
・ISIS国家樹立宣言(6/30)政教一致
・イランの介入、シリアの支援
・クルド人独立機運
・アメリカの及び腰、挙国一致政権は?
・宗派対立の長期的解決策は→3分割案、緩引きに難

(5) 国民投票法の改正案成立(6月13日)
改正へ向けた具体的取組: 自衛隊の位置づけ、
環境権、緊急事態条項、発議要件緩和等



ODA 軍事禁止緩和
中国公明党アジアと経済

・二国間援助: 有償資金協力(円借款)、無償資金協力、技術協力
・対中ODA: 1980年~ 約3,65兆円(最大(2013年度末)、北京五輪で円借款打ち切り、無償資金・技術協力は継続
非ODA: 累積2兆3000億円
・対韓ODA: 日韓基本条約、安保協定、通貨危機、日韓スワップ等、新客況構想
・やっと始まった大綱見直し→軍事的用途前適用見直し 国益の視点を



説明項目

I 首都直下地震対策の概要
II 大規模地震災害の実相
III 防災の基本
(1) 自助
非常時出等、避難、帰宅困難時対策、初期対応、救急救命等
家庭の防災対策
(2) 共助
最善・重要性、自主防災組織、ボランティア、災害時要援護者支援、災害時応援協定
(3) 協働(公助との連携)
協働の重要性と場面、避難所の管理運営



I 首都直下地震

1 新たなフェーズへ
2 首都直下地震の切迫性と対象とする地震
3 被害想定
4 国の対策概要
(1) 緊急対策の概要
(2) 主な施策
(3) 応急対策活動
(部隊派遣、物資調達、応域医療搬送)



1 首都直下地震

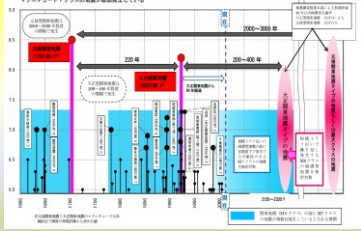
地震対策の新たなフェーズへ

①平成17年9月 中央防災会議
「首都直下地震対策大綱」策定
②平成23年3月 東日本大震災発生
③中央防災会議の下に「首都直下地震対策検討WG」設置
④平成25年12月
WG「最終報告」の取り纏め
⑤平成25年11月
首都直下地震対策特別措置法の制定、12月施行
本法第4条に基づき「緊急対策推進基本計画」を策定
* 国土強靱化基本法 12月成立
⑥平成26年3月28日 閣議決定
首都直下地震緊急対策推進基本計画

参考: 中央防災会議=災害対策基本法に基づき内閣府に設置

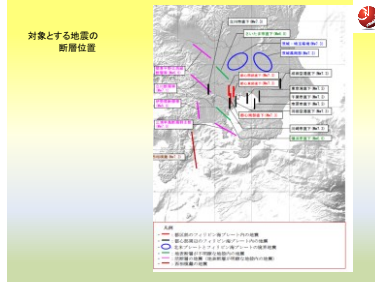
2 首都直下地震の切迫性と対象とする地震

両震源では、200~400年周期で発生する関東地震(相模トラフ)の地震の際に、サブデュレートラフの地震が数回発生している



2 首都直下地震対策の対象とする地震

- 大正関東地震級(M8.3)の地震は当面発生する可能性低い
- 大規模地震の前に複数回起きているM7クラスの地震を対象
- M7クラスの地震
 - ・様々なタイプ 発生場所特定しえず 切迫性高い(30年間に70%の確率で発生)
- 検討対象とした19地震
 - ①地震の発生場所が想定が難しく、都市部及び首都地域の中核都市等の直下に想定する地震=12
 - ②①の内10地震はフィリピン海プレート内の地震Mw7.3 都心南部、都心東部、都心西部、千葉市、市原市、立川市、川崎市、東京湾、羽田空港、成田空港の直下



首都直下地震の被害想定概要

	概 数
地震の揺れによる被害	・全壊家屋 約175,000棟、死者約11,000人 ・建物被害に伴う要救助者 最大72,000人
市街地火災の多発と延焼	・焼失:最大約412,000棟 ・死者:最大 約16,000人
インフラ・ライフライン等の被害	・電力:直後5割停電,1W以上不安定 ・通信:輻輳9割規制一日以上 ・上下水道:都市部で5割断水 ・交通:地下鉄=1w、私鉄は1月、交通麻痺
経済的被害	建物被害:約47兆円、生産・サービス低下被害:約48兆円 合計約95兆円

社会・経済への影響と課題

- 首都中枢機能への影響
 - ・政府機関等
 - ・経済中枢機能・資金決済機能、証券決済機能、企業活動等
- 巨大過密都市を襲う被害と課題
 - ・深刻な道路交通麻痺(道路閉塞と深刻な渋滞)
 - ・膨大な数の被害者の発生(火災、帰宅困難)
 - 一時的外出先滞留者=約1,700万人
 - 帰宅困難者=640万人~約800万人(東京都市圏)
 - 避難者(震災2w前後)=約720万人
 - ・物流機能の低下による物資不足
 - ・電力供給の不安定化
 - ・情報の混乱
 - ・復旧・復興のための土地不足

緊急対策区域における緊急対策の概要(1)

- 1 意識
 - ・首都中枢機能の継続性確保は必要不可欠
 - ・予防対策・応急対策で被害の減少可能
- 2 政府の施策に関する基本方針
 - ・首都中枢機能の確保(業務継続性、ライフライン・インフラ維持)
 - ・膨大な人的・物的被害対応(耐震化、火災対策、交通麻痺対策、避難者・帰宅困難者対策)
 - ・地方公共団体への支援等
 - ・社会全体での対策の推進(自助・共助・公助) 等

緊急対策区域における緊急対策の概要(2)

- 3 首都中枢機能の維持
 - (1)基本的事項(中枢とは、最低限の機能目標設定、業務継続体制維持に関する計画化)
 - (2)一時的代替
 - (3)ライフライン・インフラ維持(機能目標、耐震化・多量化、早期復旧体制整備等)
 - (4)緊急輸送確保施策(機能目標、耐震化、道路閉塞・復旧体制)
- 4 政府の措置
 - (1)上記事項
 - (2)膨大な人的・物的被害対応
 - ・予防対策(耐震化、出火防止対策、燃料の供給対策等)
 - ・津波対策
 - ・災害応急対策等(災害応急体制、市街地火災対応等12項目)
 - ・各個人(避難、車両利用抑制、被害等)
 - ・その他

WGが示した対策の方向性(1)

- 1 事前防災
 - (1)中枢機能の確保
 - ・政府業務継続計画(BCP)の策定
 - ・金融決済機能等の継続性の確保
 - ・企業・サプライチェーンの強化、情報資産の保全強化
 - (2)建築物、施設の耐震化等の推進
 - (3)火災対策:感震ブレーカー等の設置促進、延焼防止対策
 - (4)五輪等に向けた対応:外国人への防災情報伝達

WGが示した対策の方向性(2)

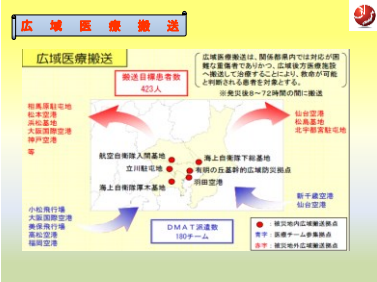
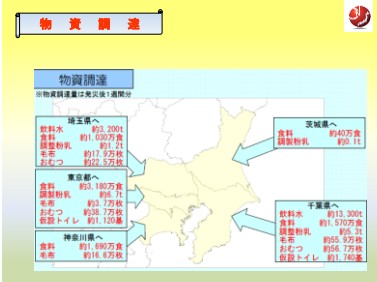
- 2 発災時の対応への備え
 - (1)発災直後の対応(概ね10時間)
 - 災害緊急事態の布告、国家の存亡にかかる情報発信、交通管制、企業の事業継続性の確保
 - (2)発災からの初期対応(概ね100時間)
 - 救命救助活動、災害時医療、火災対策、治安対策
 - (3)初期対応以降
 - 被災者への対応、避難所不足等の対策、計画停電の混乱回避、物流機能低下対策、ガソリン等供給対策
- 3 首都で生活する各人の取り組み
 - 地震の揺れから身を守る、市街地火災からの避難、自動車利用の自粛、運動困難を想定した企業活動等の回復・維持

主な施策(1)

- 主な施策 ~首都中枢機能の確保
- 【首都中枢機能の維持のために実施すべき施策】
- 行政中枢機能 - 非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保等
詳細は、「政府業務継続計画」で定める
 - 経済中枢機能 - 金融決済機能の継続性確保、企業BCPの作成等
 - ライフラインや交通インフラ等の維持
- 耐震化、多量化、機能の早期回復
- 

首都圏への応援部隊の派遣概要				
派遣先	警察	消防	自衛隊	計
埼玉県	530	1,410	4,200	6,130
東京都	16,820	8,680	16,400	41,890
神奈川県	730	1,080	8,200	10,010
千葉県	1,440	860	1,500	3,800
計	19,520	12,030	30,300	117,240

他に全般支援部隊:55,000人
総計:17万2千人余



Ⅱ 大規模地震災害の実相 大震災の比較			
	関東大震災	阪神淡路大震災	宮日本震災
生起年月日	T12.9.1	H7.1.17	H23.3.11
地震	M7.9 相模湾北西沖 大正関東地震 最大震度7(小田原)	M7.3 淡路島北部 兵庫県南部地震 最大震度7(神戸市等)	M9.0 宮城県男勝半島沖 東北地方太平洋沖地震 最大震度7(東港市)
死者・行方不明者数 と死者内訳	10.5万人 87%が焼死	6440名 84%が圧死	1.9万人 91%が溺死
建物被害	全壊 10.9万戸 全壊 21.2万戸	全壊 10.5万戸 全壊 7万戸	全半壊 38万戸以上
特性等	相模湾沿岸地帯 流着海嘯	高層ビル密集 ボランティア元年	高層ビル密集 地震津波両大被害の広 域被害
自衛隊の災害派遣 実績	陸海軍約10万人が 治安維持や救援活動 に従事 外軍支援の支援も	延べ225万人 自衛隊立役 ボランティア元年	延べ1,055万人 米軍TOMCAT作戦
ボランティア数	東京大生 約150万人	約150万人	190のボランティア設置 93万人(社会総体分)



Ⅲ 防災の基本等

- 1 防災の基本
- 2 自助
- 3 共助
- 4 協働

Ⅲ-1-1 防災の基本

- **自助**: 自らの命は自ら守る
 - **共助**: 我が街は自分達で守る
 - **公助**: 公的機関により守る
(行政機関の対策、自衛隊、警察、消防等)
- 3 助の総合力**
(ハード及びソフト両面、予防対策と応急対策からのアプローチが必要)

Ⅲ-1-2 地域防災の概念等

- (1) 地域防災計画は、災対法に基づき各地方自治体が防災のために策定する計画、行政機関の災害対応の為の計画という側面大
- (2) 地域防災:
住民自身の**自助**、
地域共同体の**共助**、
及び住民による地方自治体等の**公助**との連携に係る
地域コミュニティの総合的な防災対策
- (3) 地域防災力: 上記のトータル

Ⅲ-1-3 防災における国民の役割

- 公助の限界を補い、公的機関の活動を容易にする
- 自助
 - 共助
 - 行政との協働
(コラボレーション)
- **国民運動の展開**
- 自助:共助:公助 = 7:2:1**

3(4) 知事・市町村長の役割等

	知事	市町村長
災対法	市町村の援助、 総合調整	避難の指示 応急措置の実施
国民 保護法	避難指示 救援等	避難指示伝達、避難誘導 救援に協力 消防、被災者の救助等

能力の現状? : ○ 広範多岐複雑な業務 平時業務を前提した組織編成等
○ 未経験な業務遂行
○ 自らも被災者

Ⅲ-2 自助

- 1 自助全般
- 2 非常持出品等
- 3 避難
- 4 帰宅困難時対策
- 5 初期対応
- 6 救急処置
- 7 家庭の防災対策

Ⅲ-2-1 自助全般

- ① 住宅の耐震補強、家具の固定等の被害軽減策
 - ② 非常持ち出し品の用意
 - ③ 最低3日分の食糧や水の備蓄
 - ④ 避難場所や避難経路の確認等の災害への備え
 - ⑤ 被害の様相や影響等を事前習得
 - ⑥ 初期消火の実施、車での避難せず等の適切な行動
- 知行合一の実践**
「一日前プロジェクト」で始っていますか?
(「明日被害に遭うとすれば、今日 何をするか」を被害者に聞き取り)

Ⅲ-2-2 非常持出品の準備

- 1 考え方
避難生活を余儀なくされた場合に支援物資が届けられるまでの間(3日程度)の避難便利グッズ
- ・家族の人数分を準備
 - ・避難に支障のない重量(男性15kg以下、女性10kg以下)
 - ・保管場所: 何時でも持ち出せる場所(冷暗所)
 - ・全員に保管場所を周知徹底
 - ・中身の定期的点検、機能点検、更新
 - ・全てのライフラインが停止した場合を考慮
 - ・家族構成に対応した準備を(高齢者、女性、乳幼児、ペット等)

非常持出品の準備

- 民間業者が防災グッズを販売
始め込み過ぎ?
価格の安い商品と
持ち出した方が重たいものに
区分して自ら判断
- 右図は
消防庁防災マニュアルから
チェックリストを参照すべし
- 貴重品は非常持出に
常時入れておく?
- 二次持出品の準備を推奨して
いる場合もあり。
自宅等の損壊等の可能性を考慮

Ⅲ-2-3 避難についての基本的な考え方

- 避難についての基本的な考え方(1)
- ① 避難の要否の判断: 基準はない
・倒壊の可能性、近傍火災の発生状況
・避難勧告の発令状況等を自ら判断
・躊躇なく避難を判断
 - ② 避難準備
・電気のブレーカー落し、ガスの元栓閉め
・家人への連絡事項貼付(避難先等)
・非常持出品の確認、貴重品の携行
 - ③ 避難時の服装
・頭部や手などを保護できること
・底の厚い歩きやすい靴
・肌の露出を回避
・両手はフリーに(リュックなどが適)

④徒歩移動且つ集団行動

車は使わない、隣近所と連立って、指定されたルートで、指定場所へ指定された道路以外通行(努めて広い道路、倒壊・落下物の危険回避)

⑤避難場所

通常は指定された場所(事前確認の要あり)状況により他の指定場所へ一時集合場所から他の地域へ移動

⑥要援護者及び児童生徒等の避難(支援、別途説明)



Ⅲ-2-4 帰宅困難時の対策

①帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、帰宅ルートが断たれた場合、帰宅に10分以上かかる者(帰宅困難者)と定義する

②帰宅困難者の数

官報(平成25年)によると、全国で約550万人と推計(東京圏:約352万人、神奈川圏:約67万人、千葉圏:約52万人、埼玉圏:約33万人、茨城圏:約10万人)

③状況認識(帰宅困難、帰宅時)

大規模(歩道は歩行者専用車道)、火災、建物倒壊・落下物の危険、沿道避難所に多数の避難者

④初期対応(先ずすべきことは?)

・先ず家族や自宅状況の確認(安否確認は別途)

・避難に準備せず、まずは避難

⑤帰宅困難者対策の基本

○一時滞在施設の確保

○迅速な安否確認と正確な情報提供体制

○帰宅支援

⑥帰宅支援

災害時帰宅支援ステーション

(⑤帰宅支援ステーションは、国道沿線、駅周辺でも広がっています)

帰宅支援者に対し、水道水の提供、トイレの使用

・各種情報提供(道路、避難所)



都立高校、ガソリンスタンド、コンビニ、ファーストフード店、ファミリーレストラン、居酒屋チェーン等

⑦JR等交通機関の取組

2011年6月25日、JR東 主要駅の駅舎を避難所として開放、毛布等提供

⑧2012年2月29日、都営地下鉄5万人分の備蓄をH24年度中に

⑨行政の対応:避難所や公的機関における帰宅困難者支援

参考:帰宅困難者心得10ヶ条

外出中に地震が来てあわてずに

1 あわてず騒がず、状況確認

2 携帯ラジオをポケットに

3 つくっておこう帰宅地図

4 ロッカー開いたらスニーカー(防災グッズ)

5 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)

6 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)

7 安否確認、ボイスメールや速くの親戚

8 歩いて帰る訓練を

9 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)

10 声を掛け合い、助け合おう

⑩企業の帰宅困難者(未社員を含む)支援

事業の安全確保と被災者が一定期間滞在出来るように、食料、水、トイレ等の整備

⑪海上交通による帰宅支援

⑫帰宅支援用グッズ

・帰宅支援専用地図(専用カスタマイズ、市販品)

・情報収集用ツール(ラジオ等、予備電池)

・携帯用浄水器、レインコート等、LEDライト、防護用マスク等

⑬徒歩帰宅訓練を!

現地現物での確認が重要

行政等が実施する訓練への参加

Ⅲ-2-5 初期対応(地震直後の行動原則)

大規模地震の場合に先ず対応すべき事項

①先ず自身の身を守る!

・丈夫なテーブルや机の下に身を伏せる

・座布団などで頭部を保護

・手で保護する場合は手を下

②速やかに消火!

・可能ならば消火、止むを得ない場合には大きな揺れが収まってから、

・まずは消火と消火、消火を優先、大揺れが収まった時、

・火を消す3度のチャンス:揺れを感じた時、大揺れが収まった時、

・消火の準備:火元を握って消火、

・天井に火が着く程度以下の場合は消火器で可能

⑬落ち着いて行動

⑭出口の確認

避難用の出口、揺れの合間を見て

・バルコニー等あれば可

⑮慌てて外に出ない

瓦、ガラス、看板等が落下して来る可能性あり

⑯門や扉に近づかない

倒壊の危険性あり

⑰トイレに居たら

トイレは比較的安全な場所、ドアを少し開け揺れが収まるのを待つ

⑱入浴中

トイレより安全、脱衣所のドアを少し開け、揺れが収まるのを待つ、着衣、水は抜かない、ガスの元栓閉める

浴槽の蓋で頭部保護

⑲就寝中

・寝室の防災対策(家具等を置かない、落下・倒壊防止対策)を優先、

・必要最小限のものを枕元に準備、懐中電灯

ラジオ(緊急地震速報受信機付、エリアメール受信)

・布団に潜りこむかベッドの下へ

事 態 別 ・ 場 所 別 の 対 応

①(高速)道路上で揺れを感じたら

・ハンドルをしっかり握り、ゆっくりと左側の路肩駐車、

・ラジオで状況確認、・避難の要がある場合:非常口へ避難

・窓を閉め、ロックせず、キーは付けたまま、

・車検証と貴重品は携行、連絡先明示、

・車中に非常時出ればベター

・車はミニ避難所

・ガソリンはこまめに満タンに

②地下鉄で揺れを感じたら

・乗務員の指示に従い行動・急停車・脱線の警報に備える、

・慌てて車外に飛び出さない

・駅構内では線路に転落しないよう、安全な場所に身を寄せる

・平素からこまめにトイレを済ませる習慣を

③デパートやスーパーに居たら

- ・ショーウィンドウや陳列棚から離れる。
- ・ベンチやテーブルの下などへ避難
- ・階段口や柱の多い所は比較的安全
- ・パニックに注意

④その他の状況の一例

- ・ビル街に居た場合 ・エレベーターに乗っていた場合
- ・駅に居た場合 ・繁華街に居た場合 ・住宅街に居た場合
- ・映画館・スタジアムに居た場合 ・テーマパークに居た場合
- ・ホテル・旅館に居た場合等々様々なケース在り

全ての状況共通事項
先ず、自分の身の安全特に頭部保護
乗務員や係員の指示に従う
パニックに注意

Ⅲ-2-6 救命処置

①救命処置＝救命処置と応急手当
②救命の連鎖
心停止の予防→心停止の早期確認と通報→一次救命処置(心肺蘇生法とAED)→二次救命処置と心拍再開後の集中治療
③救助実施上の留意事項
・救助者の順守事項:自身の安全確保
救命処置と応急手当にて限定
・良き協力者との協同
・周囲の状況確認、傷病者の観察、安静、環境の整備
・体位(原則水平、
意識有:楽な体位、意識無:気道回復できる体位)
・保温

救命処置

手順は次の通りである。
①反応確認(反応なし)
②助けを呼ぶ(通報AED)
③気道の確保と呼吸の確認
正常な呼吸→回復体位にして様子を見る
④③で呼吸していない場合
・人工呼吸2回(省略可能)
・次いで 胸骨圧迫(心臓マッサージ)30回と人工呼吸2回
この組み合わせを繰り返す
⑤AEDの到着
電源入れ、電極パッド貼着
・電気ショックの要あり→電気ショック1回、心肺蘇生
・電気ショックの必要なし→直ちに心肺蘇生を再開

応急手当

- ・救命処置以外の応急手当の区分
- 1 楽な姿勢を取らせる方法(保温、体位等)
- 2 傷病者の運び方(搬送法)
- 3 出血に対する応急手当(止血法)
- 4 けがに対する応急手当
- 5 熱傷(やけど)に対する応急手当
- 6 溺水(水の事故)に対する応急手当
- 7 その他の応急手当(熱中症等)

Ⅲ-2-7 家庭の防災対策

- ・家族・家庭で実施すべき防災対策は次の通りである。
- ①家庭内避難(3日分)、非常持出品の準備、予備の準備
- ②家族間の所要事項の再確認(避難所・避難経路、お互いの連絡方法(安否確認法、次V6)、地域のハザードマップ、初動対処法、地区の防災計画)
- ③家具等の転倒防止対策等
家庭の安全点検、固定(L型工具等、突っ張り棒、粘着マット等、ダブルで処置)
扉開き防止対策、物を置く場所に留意、窓ガラスの飛散防止
避難性カーテン等、吊り家具等要注意
- ④消火器の取り回しの活用法
- ⑤消火器の準備
- ⑥地震の安全対策優先処置、1部屋のシェルター化等
- ⑦その他

安否確認法

- 1 NTT災害用伝言ダイヤル(171)
1伝言録音30秒、録音法&再生法
録音:171+1、再生:171+2
- 2 携帯用伝言板の利用
- 3 遠隔地に連絡中継点を設定
(被災地外に連絡拠点を設けてそこから連絡)
- 4 NTTドコモ 災害用音声お届けサービス開始
平成24年3月1日～、他の携帯各社も追随
災害用アプリ利用、震度6弱以上無料
- 5 公衆電話(災害時優先電話指定)

Ⅲ-3 共助

- 1 共助の意義・重要性等
- 2 共助の具体的事項
- 3 自主防災組織
(役割、課題、機能した例、課題解決の方向)
- 4 避難行動要支援者支援
- 5 ボランティア

Ⅲ-3-1 共助全般

○ 昔:向う3軒両隣→今:隣は何する人ぞ
○ 遠くの親戚より、近くの他人
共助:「自分達の街は、自分達で守る」
自主防災組織がその中核ではあるものの
ボランティア、町内会、民間企業、公共的団体、
その他のコミュニティ、
危機管理経験者団体等々に期待
災害救援を目的とするNPO
(・印:NPO国民保護協力会等 後述)

共助の重要性について

阪神淡路大震災の事例
① 神戸市の要救助者のうち救出割合
約85%を一般住民が、約5%を消防団
② 自力脱出困難者約35,000人のうち
77%を近隣住民が救出
③ 神戸市東灘区の人命救助救出者割合
自主防災組織等:72%、自衛隊14%等
④ 消防団の救出した人々の生存率:
88%、(消防隊の場合:73%)

自助を担う組織・団体等

- ・ 自主防災組織がその中核ではあるものの
- ・ ボランティア等の個人、町内会・自治会
- ・ 民間企業、公共的団体
- ・ その他のコミュニティ
- ・ 災害救援を目的とするNPO
- ・ 危機管理経験者団体又は個人等々

Ⅲ-3-2 自助の具体的な事項

- ① 警報伝達(周知徹底、特に災害弱者対応)
- ② 避難・誘導(集団避難、* 自力避難困難者支援)
- ③ 避難所の開設・運営(管理運営の主役)
- ④ 救援
 - ・ 捜索救助、物流管理、救急、消火
- ⑤ 被災状況の報告・通報
- ⑥ その他

Ⅲ-3-3 自主防災組織について

- ① 根拠
 - ・ 災害対策基本法5条に規定、市町村長が育成責任、
- ② 住民の隣保協同の精神に基づく自発的防災組織
- ③ 町内会や自治会等を核又は単位に組織
- ④ 組織率：73.5%(H21/4/1)

自主防災組織の役割

- 非常時
 - ① 初期消火
 - ② 救出・救助(虫の目情報の重要性)
 - ③ 情報の収集・伝達
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 避難所の管理・運営
 - ⑥ 地域住民の安否の確認
 - ⑦ 所謂災害弱者への援助

自主防災組織が機能した例

能登半島地震(H19/3/25)や新潟県中越沖地震(H19/7/16)
特に、新潟県の場合は、平成16年の新潟中越地震の教訓を踏まえて、

- ① 地域コミュニティ全体で自主防災組織を整備
- ② 災害時要援護者支援を含めた防災訓練の実施

この結果、効果大であった

自主防災組織の課題

期待されるべき事項と実態との乖離

- ① 住民の自発性を基礎としないため住民の関心希薄
- ② 町内会・自治会母体・・活動低調
- ③ 活動が地域等により区々
- ④ 役員等の高齢化、リーダー不在
- ⑤ 資器材不足、資器材切り替え困難
- ⑥ 活動や訓練のマンネリ化・低調、若者の参加少なし

自主防災組織の課題解決の方向

- ① リーダーの養成、役員選任の工夫
- ② 様々な地域活動団体との連携
- ③ 魅力ある防災訓練の実施
- ④ 好取組事例の共有
- ⑤ **住民の関心の高い事項の自主解決を**
目指した活動からの活性化を
(災害弱者等の支援、安否確認、児童生徒の支援等)
- ⑥ 行政の適切な関与

Ⅲ-3-4 災害時要援護者対策

- 災害時要援護者対策が喫緊の課題(最近の災害時の被災者の大半が高齢者等)
- 避難支援ガイドラインの策定と計画化
 - ① 情報伝達体制の整備
 - ② 災害時要援護者情報の共有
 - ③ 災害時要援護者の避難支援計画の具体化
 - ④ 避難所における支援
 - ⑤ 関係機関等との連携
- 全体計画と個別計画
- 住民の協力が不可欠
- 災害対策基本法の一部改正(H25/6)(次頁で説明)
災害時要援護者→避難行動要支援者
市町村長：避難行動要支援者名簿の作成義務化

改正法に基づき取り組み

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針

- ① 全体計画・地域防災計画の策定
- ② 避難行動要支援者名簿の作成等
 - ・ 名簿情報の避難支援関係者への提供
- ③ 発生時等における避難行動支援者名簿の活用
 - ・ 平常時から名簿情報提供同意者→避難支援を実施
 - ・ 不同意者→可能な範囲で支援を行うべく協力を求める
 - ・ 安否確認にも活用(外部委託は協定締結)

更なる避難行動支援のために取り組むべき事項

- ① 個別計画の策定
- ② 避難行動支援にかかわる地域の共働力の向上
 - ・ 関係機関の連携、研修、機能点検等

避難行動要支援者対策の進め方

市町村における取組手順

- ① 要支援者の特定
- ② 避難行動要支援者情報の収集・共有
(福祉・防災部局、自主防災組織、民生委員等)
- ③ 避難支援プランの策定
(一人一人の要支援者に対して、災害時に誰が支援して、何処に避難させるか等の計画で「全体計画」と「個別計画」を策定)
- ④ 全体計画：対象者の考え方(範囲)、役割分担、支援体制等を包含



住民による具体的な支援(個別計画)

個別計画(要支援者個々に対する支援計画)

- 共有した避難行動要支援者情報を基に作成
- 要支援者本人も参加して避難支援者、避難所、避難方法を確認
- 個別計画の配布：要支援者本人、避難支援者、要援護者が同意した者に対して
- 避難支援者の選定：自助、共助の順で
- 在宅の難病患者：関係機関との連携、病院への搬送等の避難計画
- 個別計画の更新・管理等 (情報管理に注意)
- 気心が知れ、要支援者の状況をよく承知し、且つ直ちに駆けつけることが可能な者

計画策定の現状

総務省の調査結果(H23/4/1時点)

- 全体計画：76.8%が策定済み、年度末までには98.0%に
- 災害時要援護者名簿の整備
52.6%が名簿を整備して更新中
整備途中41.5% 合計94.1%
- 個別計画の策定

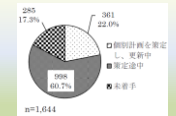
個別計画の策定状況

埼玉県64団体の状況

・策定更新中：10

・策定途中(支援者未定等)：45

・未着手：9



Ⅲ-3-5 ボランティアについて

- ① 1月17日：防災とボランティアの日
阪神淡路大震災：ボランティア元年
阪神淡路大震災時の参加者：延べ 約150万人
東日本大震災：約93万人(社協調べ)
- ② 原則
公共の福祉、自発性、無報酬
- ③ 特性
多様な技能者集団、未組織、自存自活能力欠如

ボランティアの実効性向上のために

- ① 被災者(行政)のニーズとボランティアのマッチング



ボランティアセンター(通称：ボラセン VC)

- ② ボランティア活動に対する所要の支援

災害ボランティアの基本

- ① 多種多様なニーズ&ニーズは変化
→ 情報収集と事前の密接な調整
- ② 自己完結性の確保
(活動容易性、食事や宿泊場所の確保、移動手段等)
- ③ 現地の状況、被災者の心情に配慮した行動
- ④ ボランティア保険への加入
- ⑤ 対等なパートナーシップの形成と協働

ボランティア参加要領

- 被災地のボランティアセンター(ボラセン)等との密接な調整
(官民共同運営や社会福祉協議会が設置するボラセンや民間団体のボラセン)
- 可能な限り団体として行動・活動
- ボラセン等現地受け入れ機関に登録し、指示・指導に従って活動
- 市町村等の取り組み
災害ボランティア登録制度
市民災害ボランティアパスツワの募集等

Ⅲ-4 公助との連携

- 1 協働の必要性、場面例示等
- 2 新しい「公」の担い手
- 3 警報・避難指示等
- 4 避難所の開設運営
- 5 ボラセンの運営
- 6 児童生徒の避難等

Ⅲ-4-1 協働の必要性等

大規模災害の発生

広域、多種多様、膨大な救助力の必要性

however 実際の公助力には限界あり

so 広範かつ多様な国民の協力が不可欠

- 自助
- 共助
- 行政との協働

➡ 国民運動の展開

(コラレーション)

参考：災対法7条 住民は防災活動に寄与すべき義務

市民の協働場面

協働(コラボ)の場面は多々あり

- 対策本部等の支援
対策本部等の設置・運営
状況把握の補助
各避難所との連絡調整等
関係機関との連絡調整
ボラセンの運営等
- 避難
避難の周知・徹底、掌握
避難者の誘導(要援護者支援が重要)
残留者の有無確認
児童生徒の避難誘導支援



- 救援
避難所の管理運営全般
各種業務支援
救援物資の管理・仕分け・配分(阪神淡路の例)
- 行方不明者の捜索・救出等
虫の目情報の提供
(所定: 行方不明者の捜索機関への詳細・具体的な情報提供が迅速な救出に不可欠) (阪神淡路大震災時の捜索例)

協働による救出や第一次救命

Ⅲ-4-2 新しい「公」の担い手の誕生

- ① 公共的団体
文化的事業団体(青年団、婦人会等)、社会事業団体(社協等)
- ② 民間企業等
民間企業と自治体との災害時応援協定(企業市民の増加)
九都県市等の協定締結
災害時応援協定(次V)
企業の自衛消防隊の活用
企業の帰宅困難者支援
- ③ 危機管理経験者団体
自衛隊・警察のOB・シニアパワーは国の財産

災害時応援協定

- 自治体と民間事業者との協定
人的・物的支援
分野: 医療救護、物資供給、緊急輸送
避難収容、災害広報、ライフライン復旧等
- 自治体間の相互応援協定
市町村間、都道府県間等の協定締結進展
「全国都道府県広域応援協定」(H8/7)
「八都県市災害時相互応援協定」(H15/4)

危機管理経験者団体の活用

- 高い知見と経験の活用
(シニア・パワーは国の財産)
- ① 隊友会(自衛隊退職者等)
- ② 警友会(警察官OB団体)
- ③ 消防吏員OB会
- ④ 海保クラブ等
- ⑤ その他

Ⅲ-4-3 警報・避難指示等の周知徹底

伝達要領の現状

- 市町村長
所定の方法(伝達先、手段、伝達順位)で、住民及び関係ある公私の団体へ警報等
- 防災行政無線(J-Alert)、広報車、消防団の活用、指定放送業者、HP 等
- 個人の入手法
市町村が行う手段のほか
① ラジオ、テレビ等 ② エリア・メール

住民による伝達支援

- 1 自治会や自主防災組織による警報や避難指示等の伝達(放送、拡声器等)
- 2 情報弱者に対する特段の処置(FAX、直接訪問)
- 3 隣近所への声掛け

Ⅲ-4-4 避難所の開設・運営等

- 避難所の指定者
災対法: 市町村長(地域防災計画で指定)
- 地域防災拠点のほか学校、公共施設及び民間施設から避難施設を指定
- 発災直後の緊急的な避難のみならず、被災者の随時的な生活の場
- 管理運営
当初は行政や施設管理者が主体とならざるを得ないが、逐次に避難者が主体となるべき

避難所の管理運営協力

- 避難所の業務内容
・災害対策本部事務局への連絡事項の整理等
・避難者名簿の作成及び管理、問い合わせ等への対応等
・被災者向け各種情報の収集及び提供等
・施設の安全確保、防火・防犯等
・食料・生活物資の配給、不足物資等の要請等
・食糧等、災害時要援護者の支援等
・衛生環境の管理、ごみ処理等・ボランティアとの調整等 等々
- 住民の積極的参加が不可欠
避難所運営業務は多様多様
避難所運営スタッフ 行政や施設管理者では限定
ボランティアも当初は限定的
避難者に近い者の支援の有効性

Ⅲ-4.5 ボラセンの運営

○ボラセンの役割(前回既説明)

① 理念: 協働、被災者主体、地元主体

② 設立・運営: 定型なし

○組織構成法: 公設公営、民設民営、公設民営等

参加主体: 社会福祉協議会、行政機関、ボランティア団体等
単独又は協働型等(近年協働型増加)

③ コーディネーターの役割大

地域熟知者、平素から関係機関との連携
組織運営力(総合調整力、中長期的視点等)

④ 平素からの準備が重要

適任者確保、ネットワーク、ノウハウの共有、
マニュアル化、資器材の準備、事前指定

ボラセン(VC)のスタッフについて

○ 運営形態や規模により異なるが、相応の
スタッフの確保が必要であり、
市民の協力が不可欠

○望ましき条件

- ・講座・事前研修等終了者で、登録された者
- ・災害救援活動経験豊富なNPOや被災経験のある者
- ・業務の継続性上長期にわたり支援可能な者
- ・地域熟知者

Ⅲ-4.6 児童・生徒の避難等

○東日本大震災石巻市大川小学校の避難失敗

○在校時:

学校の管理下で避難行動
安全確認後地区毎集団下校
保護者による引取り

○登下校時:

最寄りの避難所へ避難

○**住民による協力**

学校支援、集団下校時等の誘導等

Ⅶ 協働の促進と課題

○協働の有効化・促進のために
(市民の協働場面は多々あり)

① 関係機関連絡協議会

② 協働を目的・狙いとした訓練の実施

③ 各種マニュアルの整備

④ 協定等の締結(災害救援NPOは協定締結不要)

○共助の課題

① 情報や情報の伝達
情報弱者や外国人への伝達要領

② 災害弱者(災害時要援護者)の避難
個人情報保護法との絡み、具体的な支援体制の構築

③ 災害(希望)者の有無確認と対応

④ 被災・災害情報の収集と所要の機関への報告
救出活動: 虫の目情報の重要性



防災における国民の役割

公助の限界を補い、公的機関の活動を容易にする

○ 自助

○ 共助

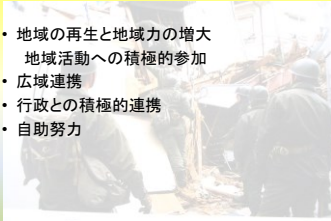
○ 行政との協働
(コラボレーション)

→ **国民運動の展開**

自助:共助:公助 = 7:2:1

提言

- ・地域の再生と地域力の増大
- ・地域活動への積極的参加
- ・広域連携
- ・行政との積極的連携
- ・自助努力



御静聴有難う御座いました

URL: <http://yamashita-teruo.my.coocan.jp/>

Email: yamashita-teruo@mbp.nifty.com

